

心温まるご支援ありがとうございます

8月27日から28日にかけて記録的な豪雨に見舞われ、小城市は多大な被害を受けました。土砂災害による住宅被害5件、床上浸水による住家被害76件、国県市道、農道、林道の道路の損壊・埋没などの被害192件、国・県・市河川の河川被害22件、この他に農地および農業用施設、ため池、急傾斜地の崩落など多くの被害が発生しています。

このような中、市内をはじめ、県内外の皆さまから、ボランティア活動、支援金、支援物資など、多大なるご支援・ご声援をいただいています。

改めまして、これまでのご支援・ご声援に対しまして、深く感謝申し上げます。



9月30日(月)

感謝状を贈呈しました



災害復旧に早期に対応していただいた、一般社団法人小城建設業協会(下村敏明会長)へ感謝状を贈呈しました。

同協会は、平成25年4月1日に小城市と締結した「災害時の応急対策に関する協定書」により、優先して被害箇所への迅速な応急および復旧にご尽力いただきました。現場では、土砂や倒木の撤去などを行っています。

江里口市長は、「市民のために迅速に復旧、復興にご尽力いただき、心から感謝を申し上げます」と感謝の意を伝えました。



ご寄附いただいた皆さまのご紹介 (五十音順・10月7日現在)

皆さまからお寄せいただきました災害支援金は、災害支援復興活動に大切に活用させていただきます。

- 岩松区長会 様
- 岩松全体協議会 様
- 岩松地区青少年健全育成会 様
- ANAホールディングス株式会社 様
- 江里口文具店 様
- 黄城会関西支部 様
- 大分県日田市 様
- 小城地区木材同業組合 様
- 我楽多会 様
- 国際ソロプチミスト佐賀-中部 様
- さとう式リンパケア佐賀 様
- 曹洞宗佐賀県宗務所 様
- 東京牛津町会 様
- 新潟県見附市 様
- ニコ生コミュニティ 出落ち・オブ・ナイツ 様
- 福岡県福津市立 福間中学校 生徒会 様

※個人情報保護のため、個人の皆さまは掲載していません。

被災者への支援情報

詳細は、お問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

被災者の皆さまへ

検索

項目	対象者	問い合わせ先
罹災証明書・罹災届出証明書の申請受付、発行	小城市内で災害により住家や動産などに被害を受けた人	防災対策課（西館2階） ☎37・6119
被災住宅の応急修理制度（災害救助法） ※申請期限 12月20日（金）	1. 当該災害により半壊以上の住宅被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない人 2. 応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれる人 3. 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度）を利用しない人	・定住推進課（東館1階） ☎37・6150 ・佐賀県 県土整備部 建築住宅課 ☎25・7164
民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅） ※申請期限 12月20日（金）	1. 当該災害による住居の全壊により居住する住宅がない人 ※半壊であっても、土砂や流木などにより住居が危険な状態にあり、自らの住居に居住できない人は、ご相談ください。 2. 災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理または障害物の除去制度を利用していない人	
県営住宅への受け入れ	住宅の罹災状況が半壊以上の人	
生活必需品の支給（災害救助法）	住宅が全壊、半壊または床上浸水により、生活上必要な寝具、その他生活必需品を喪失または損傷などにより使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な人	社会福祉課（西館1階） ☎37・6107
小城市育英・小城市小柳育英資金貸付金の返還猶予	住家の浸水などにより、罹災された人	教育総務課（東館2階） ☎37・6130
教科書などの無償給与（災害救助法）	住家の浸水などにより、罹災された人	学校教育課（東館2階） ☎37・6131
図書館資料の弁償手数料の免除 図書館カードの再発行手数料の免除	貸出資料や図書館カードを住家や動産などの被害により、汚損・紛失された人	小城市民図書館 三日月館 ☎72・4946
市税・国民健康保険税などの減免および徴収の猶予 市税・国民健康保険税などに係る延滞金の免除および減免	住家や家財などに著しい損害を受けた人	税務課（西館1階） ☎37・6103
県税の減免および納税の猶予	詳細は佐賀県税務所へお問い合わせください。	佐賀県税務所 ☎30・3161
国税の減免および納税の猶予	詳細は佐賀税務署へお問い合わせください。	佐賀税務署 ☎32・7511
国民年金保険料の免除	詳細は佐賀年金事務所へお問い合わせください。	佐賀年金事務所 ☎31・4191
国民健康保険の一部負担金の徴収猶予および減免 後期高齢者医療保険の保険料・一部負担金の徴収猶予および減免	住家などに著しい損害を受けた人 住家や家財などに著しい損害を受けた人	国保年金課（西館1階） ☎37・6101
介護保険料および利用者負担額の減免	住家の浸水などにより、罹災された人	佐賀中部広域連合 業務課 賦課収納係 ☎40・1135
NHK放送受信料の免除	放送受信契約をしている建物が半壊または床上浸水以上程度の被害を受けた人	NHK佐賀放送局営業部 ☎28・5040
電気料金などの特別措置	詳細は佐賀営業所・配電事業所へお問い合わせください。	九州電力 佐賀営業所・配電事業所 ☎0120・986・303